

## 消防団員の定年年齢の引き上げについて

## 1 定年年齢について北多摩地区消防団連絡協議会（北消）17市の現況

55歳まで	三鷹市、東村山市
60歳まで	武蔵野市、西東京市
65歳まで	東大和市
定年なし	立川市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、国立市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市

※ 三鷹市、東村山市、武蔵野市においては、令和4年11月末時点で定年年齢について改正の予定はなし。

## 2 消防庁長官の通知

## (1) 令和元年12月13日通知

「社会環境の変化等に伴う退団等への対応」の1つとして、定年年齢の引上げ、制度撤廃について必要な措置を検討することと示された。

## (2) 令和2年12月15日通知

「消防団員の確保に向けた施策の実施について」の中で、定年年齢を60歳未満に設定している市町村において、定年年齢の引上げ、定年制度撤廃について対応することが示された。

## 3 第2回消防委員会における主な意見

- ・ 分団員を含めた全体の議論が未成熟である。
- ・ なぜ、定年年齢の引上げが必要なのかの検証が不十分である。
- ・ 地方公務員法の改正に伴い見直すべきものではない。
- ・ 若い団員が階級に就く機会が失われる。
- ・ 60歳で退団するはずだった団員からの意向確認をすべきではないか。
- ・ 消防庁長官通知では「団員確保」として定年の見直しを示しており、他の取組と一体で検討すべきである。

## 4 定年年齢の引き上げに関する方向性

令和4年10月開催の消防委員会において、消防団員の定年年齢を現行の「60歳以下の者」から「65歳以下の者」に見直すことをご説明させていただきましたが、消防委員会でのご意見を受け、若い団員の確保や、階級の取扱い、団員の意向確認など、定年年齢の引き上げに伴う様々な影響等について、西東京市消防団として、さらなる協議・検討が必要との結論に至り、今回の消防委員会への上程を見送ることとしました。